資料１　公共用水域水質常時監視　測定方法

区分	項目	水質			底質
		河川	海域	ため池	
一般項目	気温	日本産業規格 K0102(以下「規格」という。)7 に定める方法	同左	同左	同左
	水温	規格 7 に定める方法	同左	同左	
	泥温				規格 7 に定める方法
	外観	規格 8 に定める方法	同左	同左	
	水色		ハーモニックカラーチャートによる方法		
	臭気	規格 10.1 に定める方法	同左		規格 10 に定める方法
	透視度	規格 9 に定める方法	同左	同左	
	透明度		海洋観測指針による方法		
	強熱減量				環境省水・大気環境局底質調査方法(平成 24 年 8 月 8 日付け環水大水発第 120725002 号、以下「底質調査方法」という) Ⅱ4.2 に掲げる方法
	pH(底質)				底質調査方法Ⅱ4.4 に掲げる方法
	COD(底質)				底質調査方法Ⅱ4.7 に掲げる方法
	全硫化物				底質調査方法Ⅱ4.6 に掲げる方法
	ヨウ素消費量				下水試験方(昭和 37 年　下水の水質の検定方法等に関する省令(H17 改正)) に定める方法
	酸化還元電位				底質調査方法Ⅱ4.5 に掲げる方法
	含水率				底質調査方法Ⅱ4.1 に掲げる方法(乾燥減量(含水率))
	粒度分布				2mm、63μm メッシュのふるいによる方法
生活環境項目	pH(水質)	規格 12.1 に定める方法	同左	比色法	
	DO	規格 32 に定める方法	同左	同左	
	BOD	規格 21 に定める方法		同左	
	COD(水質)	規格 17 に定める方法	同左	同左	
	SS	昭和 46 年 12 月 28 日付け環境庁告示第 59 号に掲げる付表(以下「付表」という。)9 に掲げる方法	同左	同左	
	n-ヘキサン抽出物質	付表 14 に掲げる方法	同左		
	全窒素(水質)	規格 45.2、45.3、45.4 又は 45.6(規格 45 の備考 3 を除く。2 イにおいて同じ。)に定める方法	規格 45.4 又は 45.6(規格45の備考3を除く。2イにおいて同じ。)に定める方法	規格 45.2、45.3、45.4 又は 45.6(規格 45 の備考 3 を除く。2 イにおいて同じ。)に定める方法	
	全燐(水質)	規格 46.3(規格 46 の備考 9 を除く。2 イにおいて同じ。)に定める方法	同左	同左	
	全亜鉛(水質)	規格 53 に定める方法	同左	同左	
	ノニルフェノール	付表 11 に掲げる方法	同左	同左	
	ふん便性大腸菌群数	水浴場水質判定基準付表 1 の第 1 又は第 2 に定める方法			
	大腸菌数	付表 10 に掲げる方法			
	LAS	付表 12 に掲げる方法	同左	同左	
健康項目	カドミウム	規格 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法	同左	同左	底質調査方法Ⅱ5.1 に掲げる方法
	全シアン	規格 38.1.2 (規格 38 の備考 11 を除く。以下同じ。)及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は付表 1 に掲げる方法	同左	同左	底質調査方法Ⅱ4.11 に掲げる方法
	鉛	規格 54 に定める方法	同左	同左	底質調査方法Ⅱ5.2 に掲げる方法
	六価クロム	規格 65.2(規格 65.2.7 を除く。)に定める方法(ただし、規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、日本産業規格 K0170-7 の 7 の a)又は b)に定める操作を行うものとする。)	同左	同左	
	砒素	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法	同左	同左	底質調査方法Ⅱ5.9 に掲げる方法
	総水銀	付表 2 に掲げる方法	同左	同左	底質調査方法Ⅱ5.14.1 に掲げる方法
	アルキル水銀	付表 3 に掲げる方法	同左		底質調査方法Ⅱ5.14.2 に掲げる方法
	PCB	付表 4 に掲げる方法	同左	同左	底質調査方法Ⅱ6.4 に掲げる方法
	ジクロロメタン	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	同左	同左	
	四塩化炭素	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	同左	同左	
	1,2-ジクロロエタン	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法	同左	同左	
	1,1-ジクロロエチレン	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	同左	同左	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	同左	同左	
	1,1,1-トリクロロエタン	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	同左	同左	
	1,1,2-トリクロロエタン	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	同左	同左	
	トリクロロエチレン	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	同左	同左	
	テトラクロロエチレン	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法	同左	同左	

区分	項目	水質			底質
		河川	海域	ため池	
健康項目	1,3-ジクロロプロペン	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	同左	同左	
	チウラム	付表 5 に掲げる方法	同左	同左	
	シマジン	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	同左	同左	
	チオベンカルブ	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法	同左	同左	
	ベンゼン	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法	同左	同左	
	セレン	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法	同左	同左	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあっては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 43.1 に定める方法		同左	
	ふっ素	規格 34.1(規格 34 の備考 1 を除く。)若しくは 34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200mL に硫酸 10mL、りん酸 60mL 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250mL を混合し、水を加えて 1,000mL としたものを用い、日本産業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格 34.1.1(c)(注(2)第三文及び規格 34 の備考 1 を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表 7 に掲げる方法		同左	
	ほう素	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法		同左	
	1,4-ジオキサン	付表 8 に掲げる方法	同左	同左	
要監視項目	ホルムアルデヒド	平成 15 年 11 月 5 日付け環境省通知環水企発第 031105001 号付表 2 に掲げる方法			
	ニッケル	規格 59.3 に定める方法又は五通知付表 4 若しくは通知付表 5 に掲げる方法			
	モリブデン	規格 68.2 に定める方法又は五通知付表 4 若しくは通知付表 5 に掲げる方法			
	アンチモン	平成 16 年 3 月 31 日付け環境省通知環水企発第 040331003 号付表(以下「十六通知付表」という。)5 の第 1、第 2 又は第 3 に掲げる方法			
	エピクロロヒドリン	十六通知付表2に掲げる方法			
	全マンガン	規則 56.2、56.3、56.4 又は 56.5 に定める方法			
	4-t-オクチルフェノール	平成 25 年 3 月 27 日付け環境省通知環水大水発 1303272 号付表(以下「二十五通知付表」という。)1 に掲げる方法	同左	同左	
	アニリン	二十五通知付表 2 に掲げる方法	同左	同左	
	2,4-ジクロロフェノール	二十五通知付表 3 に掲げる方法	同左	同左	
	PFOS 及び PFOA	令和 2 年 5 月 28 日付け環境省通知環水大水発第 2005281 号及び環水大土発第 2005282 号付表 1 に掲げる方法	同左		
特殊項目	フェノール類	規格 28.1(規格 28 の備考 2 及び備考 3 並びに規格 28.1.3 のただし書以降を除く。)に定める方法	同左		同左
	銅	規格 52.2、52.3、52.4 又は 52.5 に定める方法			底質調査方法Ⅱ5.3 に掲げる方法
	鉄(溶解性)	規格 57.2、57.3 又は 57.4 に定める方法			
	マンガン(溶解性)	規格 56.2、56.3、56.4 又は 56.5 に定める方法			
	クロム	規格 65.1 に定める方法			底質調査方法Ⅱ5.12.2 に掲げる方法
	全窒素(底質)				底質調査方法Ⅱ4.8.1 に掲げる方法若しくはⅡ4.10 備考 1 に定める方法
	全燐(底質)				底質調査方法Ⅱ4.9.1 に掲げる方法
	亜鉛(底質)				底質調査方法Ⅱ5.4 に掲げる方法
その他項目	アンモニア性窒素	規格 42 に定める方法			
	亜硝酸性窒素	規格 43.1 定める方法			
	硝酸性窒素	規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法			
	有機性窒素	規格 44 に定める方法			
	懸濁態窒素		Dumas 法、日本化学会編「実験化学講座」1に掲げる方法		
	オルトリン酸態燐	規格 46.1 に定める方法			
	電気伝導率	規格 13 に定める方法		同左	
	塩化物イオン	規格 35.1 に定める方法又は上水試験方法に定める方法		同左	
	塩分		海洋観測指針による方法(サリノメーター)		
	陰イオン界面活性剤	規格 30.1 に定める方法	同左		
	非イオン界面活性剤	規格 30.2 に定める方法又は上水試験方法に定める方法	同左		
	クロロフィル a	上水試験方法に定める方法	海洋観測指針による方法(抽出蛍光法)	同左	
	フェオ色素	上水試験方法に定める方法(ローレンツェン法)	海洋観測指針による方法(抽出蛍光法)		

資料２　水質汚濁に係る環境基準

（昭和 46 年環境庁告示第 59 号・最終改正令和 3 年環境省告示第 62 号）

（１）人の健康の保護に関する環境基準

項　　目	基　準　値	測　　定　　方　　法	対象水域	達成期間
カドミウム	0.003mg/L 以下	規格55.2、55.3又は55.4に定める方法	全公共用水域	直ちに達成され、維持されるように努める
全シアン	検出されないこと。	規格 38.1.2（規格 38 の備考 11 を除く。以下同じ。）及び 38.2 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.3 に定める方法、規格 38.1.2 及び 38.5 に定める方法又は付表 1 に掲げる方法		
鉛	0.01mg/L 以下	規格 54 に定める方法		
六価クロム	0.02mg/L 以下	規格 65.2（規格 65.2.2 及び 65.2.7 を除く。）に定める方法（ただし、次の 1 から 3 までに掲げる場合にあっては、それぞれ 1 から 3 までに定めるところによる。） 1 規格 65.2.1 に定める方法による場合　原則として光路長 50mm の吸収セルを用いること。 2 規格 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合（規格 65.の備考 11 の b）による場合に限る。）　試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120%であることを確認すること。 3 規格 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合　2 に定めるところによるほか、日本産業規格K0170-7 の 7 の a）又は b）に定める操作を行うこと。		
砒素	0.01mg/L 以下	規格 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法		
総水銀	0.0005mg/L 以下	付表 2 に掲げる方法		
アルキル水銀	検出されないこと。	付表 3 に掲げる方法		
ＰＣＢ	検出されないこと。	付表 4 に掲げる方法		
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法		
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法		
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法		
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法		
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法		
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法		
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法		
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法		
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法		
チウラム	0.006mg/L 以下	付表 5 に掲げる方法		
シマジン	0.003mg/L 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法		
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法		
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本産業規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法		
セレン	0.01mg/L 以下	規格 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法		
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格 43.1 に定める方法		
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格 34.1（規格 34 の備考 1 を除く。）若しくは 34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200mL に硫酸 10mL、りん酸 60mL 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250mL を混合し、水を加えて 1,000mL としたものを用い、日本産業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格 34.1.1c）（注（2）第三文及び規格 34 の備考 1 を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び付表 7 に掲げる方法		
ほう素	1mg/L 以下	規格 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法		
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	付表 8 に掲げる方法		

備考　1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

2　「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3　海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

4　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

（２）生活環境保全に関する環境基準

① 河　　川（湖沼を除く。）

ア

項目／類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度（ｐＨ）	生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌数	
ＡＡ	水　道　１級 自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下	水域類型ごとに指定する水域
Ａ	水　道　２級 水　産　１級 水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100mL 以下	
Ｂ	水　道　３級 水　産　２級 及びＣ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/100mL 以下	
Ｃ	水　産　３級 工業用水　１級 及びＤ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
Ｄ	工業用水　２級 農業用水及びＥの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	
Ｅ	工業用水　３級 環　境　保　全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—	
測定方法		規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 21 に定める方法	付表 9 に掲げる方法	規格 32 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	付表 10 に掲げる方法	

備考

1　基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×n 番目（n は日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×n が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（海域もこれに準ずる。）。

2　農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。

3　水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機械と接続されているものをいう（海域もこれに準ずる。）。

4　水道１級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数 100CFU／100mL 以下とする。

5　水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（海域もこれに準ずる。）。

6　大腸菌数に用いる単位は CFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100mL とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

（注）１ 自 然 環 境 保 全：自然探勝等の環境保全
２ 水　　道　１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
〃　　２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
〃　　３級：前処理等を伴う高度な浄水操作を行うもの
３ 水　　産　１級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
〃　　２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
〃　　３級：コイ、フナ等β－中腐水性水域の水産生物用
４ 工 業 用 水　１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
〃　　２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
〃　　３級：特殊の浄水操作を行うもの
５ 環　境　保　全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

類型＼項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値 全亜鉛	基準値 ノニルフェノール	基準値 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）	該当水域
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	水域類型ごとに指定する水域
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	

備考
1　基準値は、年間平均値とする（海域もこれに準ずる。）

② 海　域

ア

類型＼項目	利用目的の適応性	基準値 水素イオン濃度（ｐＨ）	基準値 化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	基準値 溶存酸素量（ＤＯ）	基準値 大腸菌数	基準値 n-ﾍｷｻﾝ抽出物質（油分等）	該当水域
Ａ	水産1級 水浴 自然環境保全及びＢ以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下	検出されないこと。	水域類型ごとに指定する水域
Ｂ	水産2級 工業用水及びＣの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	－	検出されないこと。	
Ｃ	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	－	－	
測定方法		規格 12.1 に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格 17 に定める方法（ただし、Ｂ類型の工業用水及び水産２級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法）	規格 32 に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	付表 10 に掲げる方法	付表 14 に掲げる方法	

備考
1　自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数2CFU/100mL以下とする。
2　アルカリ性法とは次のものをいう。
　試料50mLを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液（10W/V%）1mLを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液（2mmol/L）10mLを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液（10W/V%）1mLとアジ化ナトリウム溶液（4W/V%）1滴を加え、冷却後、硫酸（2+1）0.5mLを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりＣＯＤ値を計算する。
　ＣＯＤ（O_2mg/L）＝ 0.08 ×［(b)－(a)］×f$Na_2S_2O_3$ × 1000/50
　(a)：チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）の滴定値（mL）
　(b)：蒸留水について行った空試験値（mL）
　f$Na_2S_2O_3$：チオ硫酸ナトリウム溶液（10mmol/L）の力価
3　大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））/100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

（注）1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
　　2　水　　産　1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産２級の水産生物用
　　〃　　2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
　　3　環　境　保　全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

イ

項目／類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下	水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水産１種水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下	
Ⅲ	水産２種及びⅣの欄に掲げるもの（水産３種を除く）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
Ⅳ	水産３種工業用水生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下	
測定方法		規格 45.4 又は 45.6 に定める方法	規格 46.3 に定める方法	

備考
1 基準値は年間平均値とする。
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

（注）１自然環境保全：　自然探勝等の環境保全
２水産１種：　底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
〃　２種：　一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
〃　３種：　汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
３生物生息環境保全：　年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)	
生物Ａ	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下	水域類型ごとに指定する水域
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/以下	0.006mg/L以下	
測定方法		規格53に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法	

○水域類型の指定

（ア）名古屋市内水域

ア　水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定

水域	該当類型	達成期間	備考
荒子川（全域）	E	イ	平成9年3月31日 愛知県告示
中川運河（全域）	E	イ	
堀川（全域）	D	イ	
山崎川（全域）	D	イ	
天白川（全域）	C	イ	

イ　水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定

水域	該当類型	達成期間	備考
荒子川（全域）	生物B	イ	平成25年12月24日 愛知県告示
中川運河（全域）	生物B	イ	
堀川（全域）	生物B	イ	
山崎川（全域）	生物B	イ	
天白川（全域）	生物B	イ	

（イ）庄内川等水域

ア　水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定

水域		該当類型	達成期間	備考
庄内川中流（1）	(水野川合流点より上流)	A	イ	令和2年3月31日 愛知県告示
庄内川中流（2）	(水野川合流点から水分橋まで)	C	イ	
庄内川下流	（水分橋より下流）	C	イ	
矢田川上流	（大森橋より上流）	D	イ	
矢田川下流	（大森橋より下流）	C	イ	
新川下流	（新橋より下流）	D	イ	平成29年3月31日 愛知県告示
五条川下流	（待合橋より下流）	D	イ	
日光川（全域）		D	イ	

イ　水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定

水域		該当類型	達成期間	備考
庄内川（全域）		生物B	イ	平成25年12月24日 愛知県告示
矢田川（全域）		生物B	イ	
新川下流	（新橋より下流）	生物B	イ	
五条川下流	（待合橋より下流）	生物B	ハ	
日光川（全域）		生物B	ハ	

（ウ）名古屋港水域

ア　水質汚濁に係る環境基準の水域類型指定

水　　域	該当類型	達成期間	備考
名古屋港（ 甲 ）　　（注の水域）	海域Ｃ	ハ	平成 14 年 3 月 29 日 環境省告示

注　木曽川左岸導流堤南端と外港第1航路第1燈標（北緯34度58分6秒、東経136度47分55秒）を結ぶ線、同地点と知多町と常滑市の境界である陸岸の地点を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域。

イ　全窒素、全燐に係る環境基準の水域類型指定

水　　域	該当類型	達成期間	備考
伊勢湾（イ）　　（注の水域）	海域Ⅳ	イ	平成 14 年 3 月 15 日 環境省告示

注　木曽川左岸導流堤南端から伊勢湾燈標まで引いた線、同灯標から名古屋港南5区埋立地南端まで引いた線、同埋立地東端から日長川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域。

ウ　水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定

水　　域	該当類型	達成期間	備考
伊勢湾　　（注 1 の水域）	生物Ａ	イ	平成 24 年 11 月 2 日 環境省告示
伊勢湾（イ）　　（注 2 の水域）	生物特Ａ	イ	

注1　愛知県羽豆岬から同県篠島北端まで引いた線、同島南端から同県伊良子岬まで引いた線、同地点から三重県大王埼まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、伊勢湾（イ）、伊勢湾（ロ）、伊勢湾（ハ）、伊勢湾（ニ）、伊勢湾（ホ）、伊勢湾（ヘ）、伊勢湾（ト）に係る部分を除いたもの。

2　藤前干潟（愛知県名古屋市港区空見町空見ふ頭内南西部フェリーふ頭西端の陸地の地点と愛知県海部郡飛島村金岡木場金岡ふ頭東端の陸地の地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域）

注：達成期間の分類（海域についても同様）

分　　類	達　成　期　間
イ	直ちに達成
ロ	5 年以内で可及的すみやかに達成
ハ	5 年を超える期間で可及的すみやかに達成

○各水域の環境基準の類型（全窒素、全燐に係る環境基準及び水生生物の保全に係る水質環境基準の類型を除く）

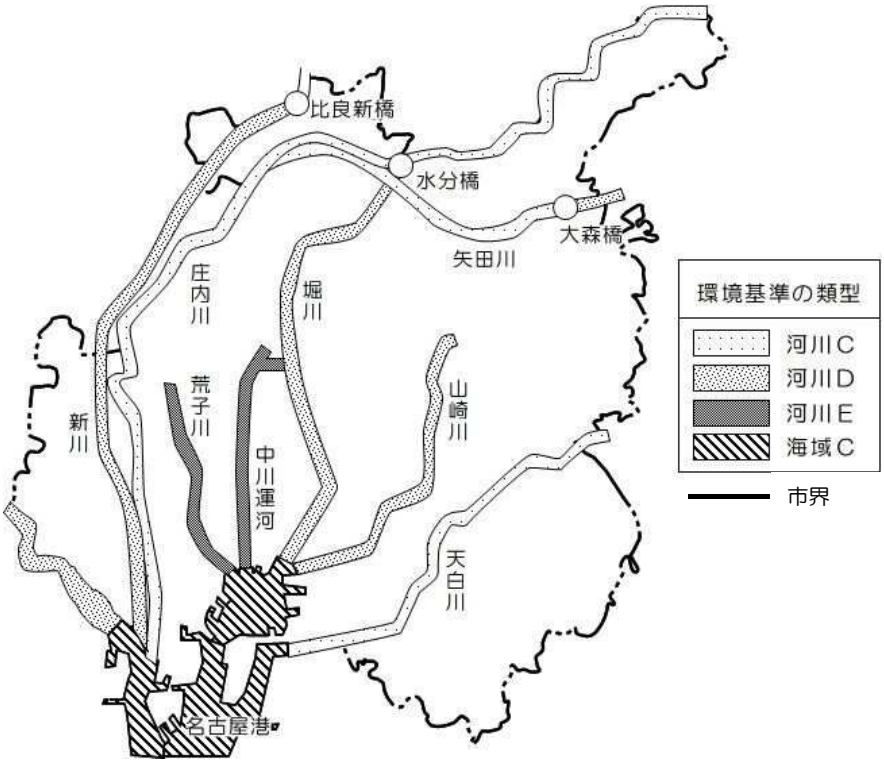

○全窒素及び全燐に係る環境基準の類型

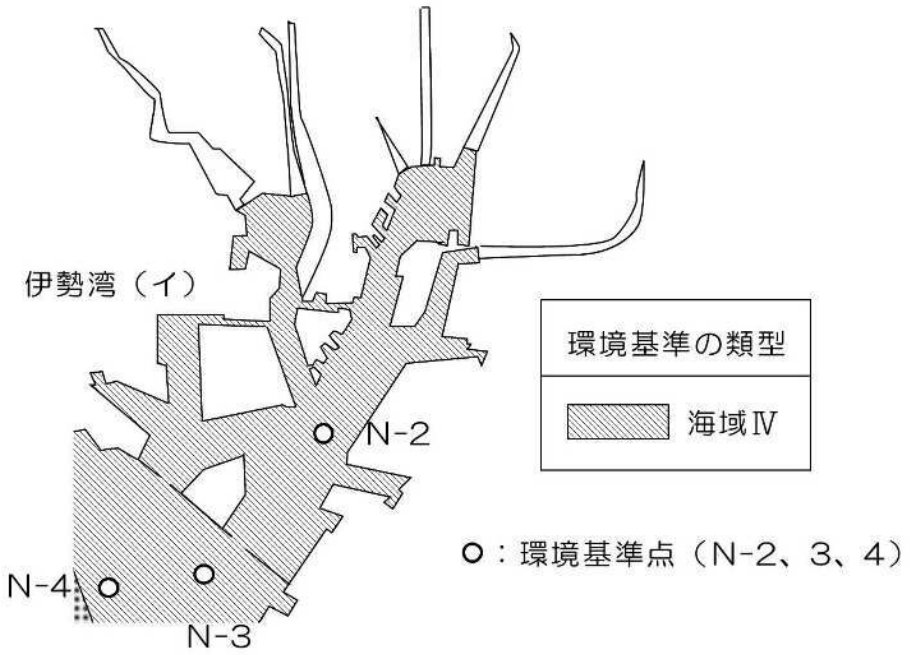

○水生生物の保全に係る水質環境基準の類型

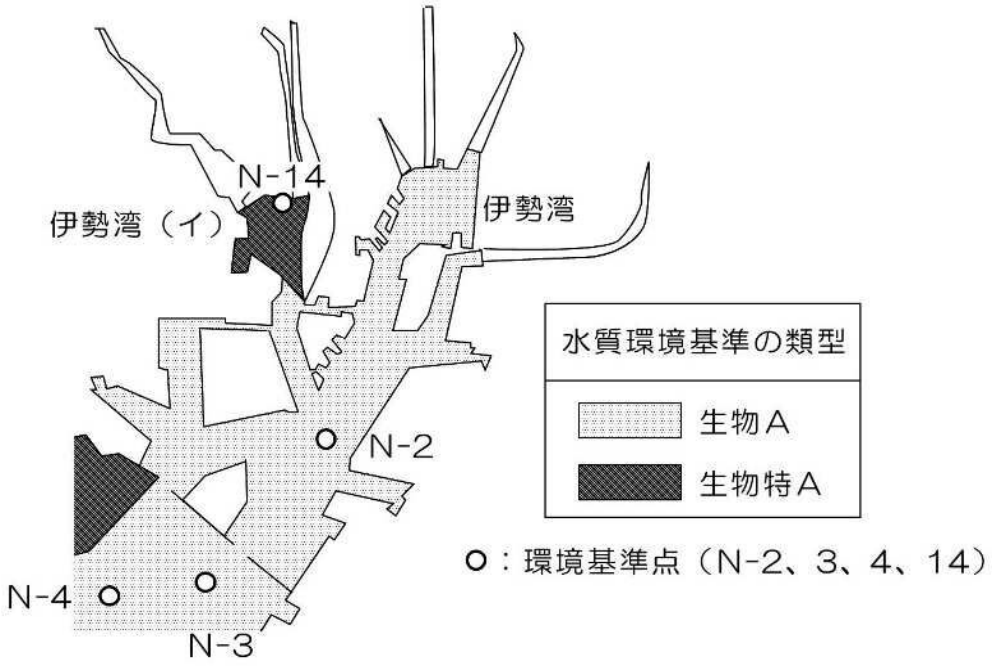

資料３－１　　水質汚濁に係る環境目標値（平成 17 年名古屋市告示第 402 号）

令和 6 年 3 月に環境目標値の見直しを行った（最終改正令和 6 年名古屋市告示第 171 号)。令和 5 年度の公共用水域の水質常時監視結果は平成 25 年名古屋市告示第 506 号に従って評価した。

水質汚濁に係る環境目標値（平成 25 年名古屋市告示第 506 号）

（１）水の安全性に関する目標

市内全ての公共用水域において、水質汚濁に係る環境基準（昭和46年環境庁告示第59号）に定める、人の健康の保護に関する環境基準を達成することとする。

（２）水質の汚濁に関する目標

区分 / 水質のｲﾒｰｼﾞ / 項目	河　川			ため池		海　域		測定方法
	☆☆☆	☆☆	☆	☆☆	☆	☆☆	☆	
	川に入っての遊びが楽しめる	水際での遊びが楽しめる	岸辺の散歩が楽しめる	水際での遊びが楽しめる	岸辺の散歩が楽しめる	水際での遊びが楽しめる	海辺の散歩が楽しめる	
水素イオン濃度（ｐＨ）	6.5 以上 8.5 以下			－	－	7.8 以上 8.3 以下		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	8 mg/L 以下	－	－	－	－	規格21に定める方法
化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	－	－	－	6 mg/L 以下	8 mg/L 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	規格17に定める方法
浮遊物質量（ＳＳ）	10 mg/L 以下	15 mg/L 以下	20 mg/L 以下	15 mg/L 以下	20 mg/L 以下	5 mg/L 以下	10 mg/L 以下	付表９に掲げる方法
溶存酸素量（ＤＯ）	5 mg/L 以上		3 mg/L 以上	－	－	5 mg/L 以上		規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法
ふん便性大腸菌群数	1,000 個/100mL 以下	－	－	－	－	－	－	メンブランフィルター法又は、疎水性格子付きメンブランフィルター法
全窒素	－	－	－	1 mg/L 以下		1 mg/L 以下		規格 45.2、45.3又は45.4に定める方法（ただし、海域については、規格45.4に定める方法。）
全　燐（りん）	－	－	－	0.1 mg/L 以下		0.09 mg/L 以下		規格46.3に定める方法
全亜鉛	0.03 mg/L 以下			0.03 mg/L 以下		0.01 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	規格53に定める方法（準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表10に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表10の1(1)による。）
ノニルフェノール	0.002 mg/L 以下			0.002 mg/L 以下		0.0007 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	付表11に掲げる方法
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(ＬＡＳ)	0.05 mg/L 以下			0.05 mg/L 以下		0.006 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	付表12に掲げる方法

注１　「測定方法」の欄において「規格」とは、日本産業規格K0102をいい、「付表」とは昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号付表に掲げるものをいう。
2　ｐＨ、ＤＯ、ふん便性大腸菌群数及び河川・海域のＳＳは日間平均値とする。
3　ＢＯＤ、ＣＯＤの年間評価については、75%水質値によるものとする。
4　全窒素、全燐、全亜鉛、ノニルフェノール、ＬＡＳ及びため池のＳＳについては、年間平均値とする。

（3）親しみやすい指標による目標

<table>
<tr><td rowspan="3">区分
水質のｲﾒｰｼﾞ
項目</td><td colspan="3">河　川</td><td colspan="2">ため池</td><td colspan="2">海　域</td></tr>
<tr><td>☆☆☆</td><td>☆☆</td><td>☆</td><td>☆☆</td><td>☆</td><td>☆☆</td><td>☆</td></tr>
<tr><td>川に入っての遊びが楽しめる</td><td>水際での遊びが楽しめる</td><td>岸辺の散歩が楽しめる</td><td>水際での遊びが楽しめる</td><td>岸辺の散歩が楽しめる</td><td>水際での遊びが楽しめる</td><td>海辺の散歩が楽しめる</td></tr>
<tr><td>水のにごり
（透視度）</td><td>にごりがない
（おおむね70 ㎝以上）</td><td>にごりが少ない
（おおむね50 ㎝以上）</td><td>にごりがある
（おおむね30 ㎝以上）</td><td>にごりが少ない
（おおむね50 ㎝以上）</td><td>にごりがある
（おおむね30 ㎝以上）</td><td colspan="2">にごりがない
（おおむね70 ㎝以上）</td></tr>
<tr><td>水のにおい</td><td>顔を近づけても不快でないこと。</td><td>水際に寄っても不快でないこと。</td><td>橋や護岸で不快でないこと。</td><td colspan="2">不快でないこと。</td><td colspan="2">不快でないこと。</td></tr>
<tr><td>水の色</td><td colspan="3">異常な着色のないこと。</td><td colspan="2">水の華（アオコ）等の異常な着色のないこと。</td><td colspan="2">赤潮・苦潮等の異常な着色のないこと。</td></tr>
<tr><td>水の流れ</td><td colspan="3">流れのあること。</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td><td>－</td></tr>
<tr><td>ご　み</td><td colspan="7">ごみが捨てられていないこと。</td></tr>
<tr><td>生物指標</td><td>（淡水域）
アユ、
モロコ類、
ヒラタカゲロウ類、
カワゲラ類</td><td>（淡水域）
カマツカ、
オイカワ、
コカゲロウ類、
シマトビケラ類、
ハグロトンボ</td><td rowspan="2">（淡水域）
フナ類、
イトトンボ類、
ミズムシ（甲殻類）、
ヒル類

（汽水域）
フジツボ類、
ゴカイ類</td><td>オイカワ、
ウチワヤンマ、
チョウトンボ、
トビケラ類、
ガガブタ、
クロモ、
ヒルムシロ類、
コウホネ</td><td>フナ類、
イトトンボ類、
コシアキトンボ、
ミズカマキリ類、
ヨシ、
ガマ類、
ヒシ類</td><td>（海域）
クロダイ、
マハゼ、
シロギス、
カレイ類、
ヤドカリ類、
アサリ

（干潟）
チゴガニ、
アナジャコ、
ヤマトシジミ</td><td>（海域）
ボラ、
スズキ、
イソギンチャク類、
フジツボ類

（干潟）
ニホンドロソコエビ、
ゴカイ類、
ヤマトオサガニ</td></tr>
<tr><td colspan="2">（汽水域）
マハゼ、スズキ、ボラ、
ヤマトシジミ</td><td colspan="5"></td></tr>
</table>

（4）達成年度

ア　水の安全性に関する目標

設定後直ちに達成し、維持するよう努めるものとする。

イ　水質の汚濁に関する目標、親しみやすい指標による目標

平成32年度（令和2年度）を目途として、その達成維持を図るものとする。

（地域区分）

水域	区分	水質のイメージ	地域
河川	☆ ☆ ☆	川に入っての遊びが楽しめる	荒子川上流部（境橋から上流の水域に限る。）、堀川上流部（猿投橋から上流の水域に限る。）、堀川中流部（猿投橋から松重橋の水域に限る。）、山崎川上流部（新瑞橋から上流の水域に限る。）、庄内川上流部（松川橋から上流の水域に限る。）、植田川（全域）、扇川（全域）及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
	☆ ☆	水際での遊びが楽しめる	中川運河（全域）、堀川下流部（松重橋から下流の水域に限る。）、天白川（全域）、庄内川下流部（松川橋から下流の水域に限る。）、香流川（全域）、新川上流部（平田橋から上流の水域に限る。）、新川下流部（平田橋から下流の水域に限る。）、福田川（全域）及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	荒子川下流部（境橋から下流の水域に限る。）、新堀川（全域）、山崎川下流部（新瑞橋から下流の水域に限る。）、矢田川（全域）、戸田川（全域）、鞍流瀬川（全域）及びこれらに流入する公共用水域（ため池を除く。）
ため池	☆ ☆	水際での遊びが楽しめる	河川☆☆☆区分及び☆☆区分に流入するため池
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	河川☆区分に流入するため池
海域	☆ ☆	水際での遊びが楽しめる	名古屋市地先の海域のうち庄内川左岸線を港区金城ふ頭二丁目及び金城ふ頭三丁目の区域の西岸に沿って延長した線より西の海域
	☆	岸辺の散歩が楽しめる	名古屋市地先の海域のうち☆☆区分の地域に属さない海域

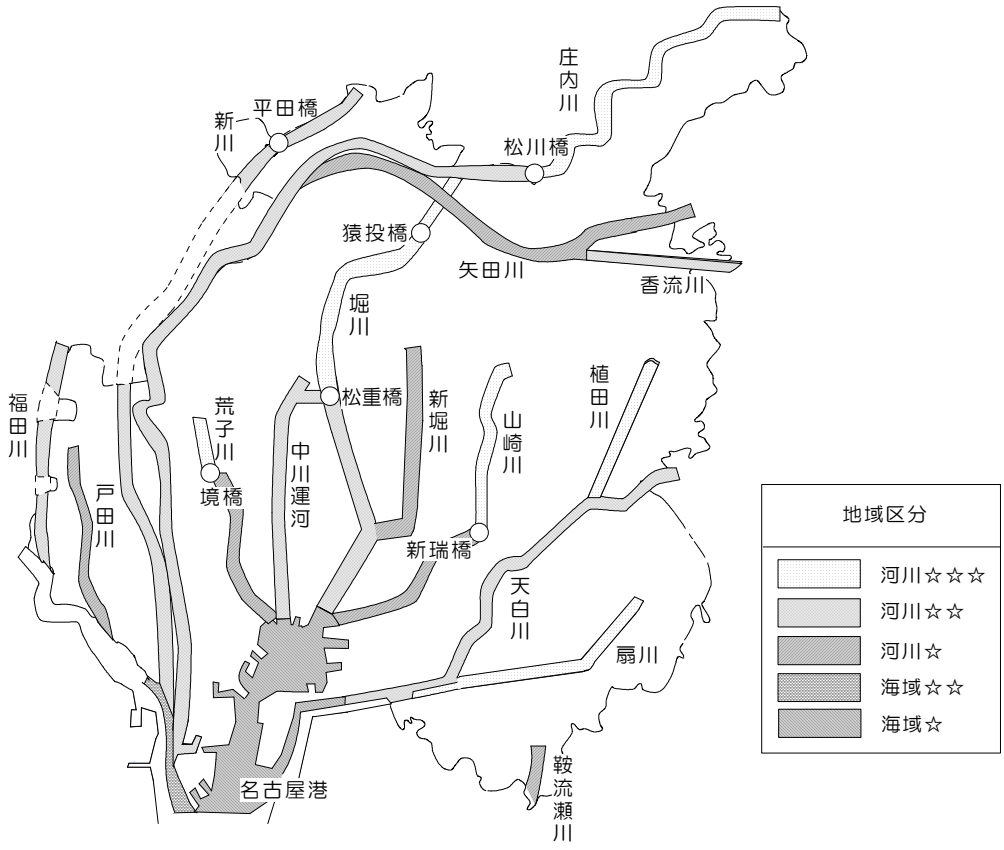

資料３−２　　令和６年３月に見直した新たな環境目標値

１　水の安全性に関する目標

市民の健康の保護の観点から、引き続き、国の定める人の健康の保護に関する環境基準と同等の目標としました。（カドミウム、シアン等 27 項目）

２　水質の汚濁に関する目標

ため池の区分☆☆について、水質のイメージを「水際での遊びや自然観察が楽しめる」に改めました。

また、全窒素、全燐の目標値を地域区分毎に設定しました。

（※**太字**は見直しを行った事項）

区分 / 水質のイメージ / 項目	河川			ため池		海域	
	☆☆☆	☆☆	☆	☆☆	☆	☆☆	☆
	川に入っての遊びが楽しめる	水際での遊びが楽しめる	岸辺の散歩が楽しめる	水際での遊び**や** **自然観察**が楽しめる	岸辺の散歩が楽しめる	水際での遊びが楽しめる	海辺の散歩が楽しめる
水素イオン濃度（pH）	6.5 以上 8.5 以下			−	−	7.8 以上 8.3 以下	
生物化学的酸素要求量（BOD）	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	8 mg/L 以下	−	−	−	−
化学的酸素要求量（COD）	−	−	−	6 mg/L 以下	8 mg/L 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下
浮遊物質量（SS）	10 mg/L 以下	15 mg/L 以下	20 mg/L 以下	15 mg/L 以下	20 mg/L 以下	5 mg/L 以下	10 mg/L 以下
溶存酸素量（DO）	5 mg/L 以上		3 mg/L 以上	−	−	5 mg/L 以上	
ふん便性大腸菌群数	1,000 個/100mL 以下	−	−	−	−	−	−
全窒素	−	−	−	**0.6 mg/L 以下**	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	
全　燐	−	−	−	**0.05 mg/L 以下**	0.1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下	
全亜鉛	0.03 mg/L 以下			0.03 mg/L 以下		0.01 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
ノニルフェノール	0.002 mg/L 以下			0.002 mg/L 以下		0.0007 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）	0.05 mg/L 以下			0.05 mg/L 以下		0.006 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下

3　親しみやすい指標による目標

親しみやすい指標とは、pH や BOD のみでは市民に分かりにくいことから、市民が感覚的に分かりやすい指標として、平成 17 年度に設定されたものです。現在、市民モニターが調査を行っています。

生物指標について、その水域に生息する生物から水質を判断する指標（従来の内容）は現行のまま維持し、その水域に種類を問わず生物が生息・生育しているかという観点を追加し、項目名を「生き物」に改めました。

（※**太字**は見直しを行った事項）

区分 ＼ 水質のイメージ ＼ 項目	河川			ため池		海域	
	☆☆☆	☆☆	☆	☆☆	☆	☆☆	☆
	川に入っての遊びが楽しめる	水際での遊びが楽しめる	岸辺の散歩が楽しめる	水際での遊び**や自然観察**が楽しめる	岸辺の散歩が楽しめる	水際での遊びが楽しめる	海辺の散歩が楽しめる
水のにごり（透視度）	にごりがない（概ね70㎝以上）	にごりが少ない（概ね50㎝以上）	にごりがある（概ね30㎝以上）	にごりが少ない（概ね50㎝以上）	にごりがある（概ね30㎝以上）	にごりがない（概ね70㎝以上）	
水のにおい	顔を近づけても不快でないこと。	水際に寄っても不快でないこと。	橋や護岸で不快でないこと。	不快でないこと。		不快でないこと。	
水の色	異常な着色のないこと。			水の華（アオコ）等の異常な着色のないこと。		赤潮・苦潮等の異常な着色のないこと。	
水の流れ	流れのあること。			－	－	－	－
ごみ	ごみが捨てられていないこと。						
生き物	**生き物が生息・生育していること。**						
指標生物	［淡水域］アユ、モロコ類、ヒラタカゲロウ類、カワゲラ類	［淡水域］カマツカ、オイカワ、コカゲロウ類、シマトビケラ類、ハグロトンボ	［淡水域］フナ類、イトトンボ類、ミズムシ（甲殻類）、ヒル類	オイカワ、ウチワヤンマ、チョウトンボ、トビケラ類、ガガブタ、クロモ、ヒルムシロ類、コウホネ	フナ類、イトトンボ類、コシアキトンボ、ミズカマキリ類、ヨシ、ガマ類、ヒシ類	［海域］クロダイ、マハゼ、シロギス、カレイ類、ヤドカリ類、アサリ	［海域］ボラ、スズキ、イソギンチャク類、フジツボ類
	［汽水域］マハゼ、スズキ、ボラ、ヤマトシジミ		［汽水域］フジツボ類、ゴカイ類			［干潟］チゴガニ、アナジャコ、ヤマトシジミ	［干潟］ニホンドロソコエビ、ゴカイ類、ヤマトオサガニ

4　地域区分

よりよい水質を目指すため、水質の改善状況等を考慮し、5 河川 6 地域の地域区分を引き上げました。なお、ため池と海域については、変更はありません。

地　域	地域区分		
	現 行		見直し
庄内川（水分橋から下流の水域）	☆☆	⇒	☆☆☆
矢田川（大森橋から上流の水域）	☆	⇒	☆☆
矢田川（大森橋から下流の水域）		⇒	☆☆☆
香流川（全域）	☆☆	⇒	☆☆☆
新川（平田橋から上流の水域）	☆☆	⇒	☆☆☆
鞍流瀬川（全域）	☆	⇒	☆☆

※矢田川の現行の地域区分は上流、下流の区別なく全域で☆に設定

水質のイメージ

☆☆☆区分：
川に入っての遊びが楽しめる水質

☆☆区分：
水際での遊びが楽しめる水質

☆区分：
岸辺の散歩が楽しめる水質

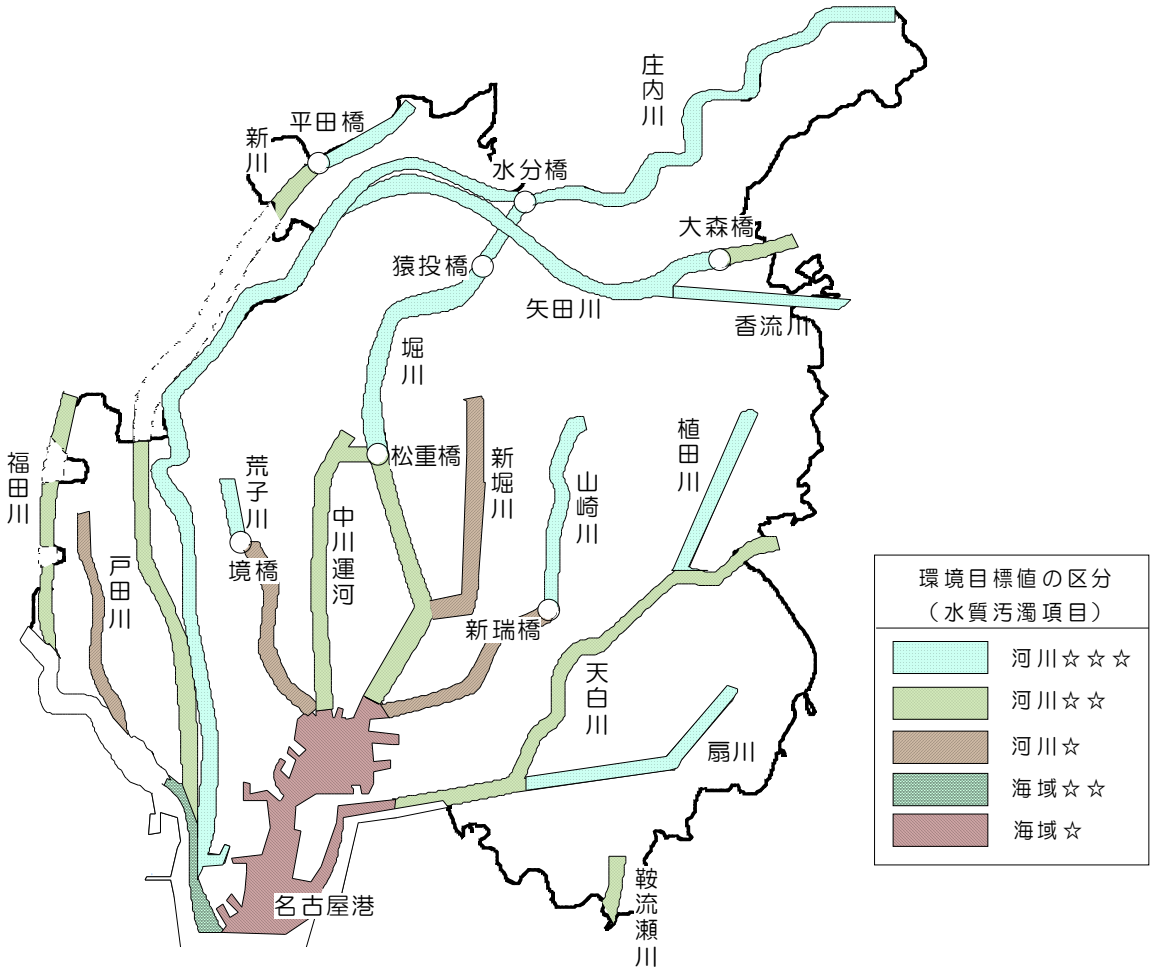

5　達成年度

目標値の達成年度については、以下のとおりとしました。

（1）水の安全性に関する目標
　　市民の健康の保護の観点から、速やかに達成すること

（2）水質の汚濁に関する目標、親しみやすい指標による目標
　　令和 12 年度（2030 年度）を目途に達成維持すること

資料４　地下水の水質汚濁に係る環境基準等

(1)環境基準項目

（平成9年環境庁告示第10号）

項　　目	測　　定　　方　　法	基　準　値	報告下限値
カドミウム	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102 の55.2、55.3 又は55.4 に定める方法	0.003mg/L 以下	0.0005mg/L
全シアン	規格K0102 の38.1.2（規格K0102 の38 の備考11 を除く。以下同じ。）及び38.2 に定める方法、規格K0102 の38.1.2 及び38.3 に定める方法、規格K0102 の38.1.2 及び38.5 に定める方法又は昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）（以下「公共用水域告示」という。）付表１に掲げる方法	検出されないこと	0.1mg/L
鉛	規格K0102 の54 に定める方法	0.01mg/L 以下	0.005mg/L
六価クロム	規格K0102 の65.2（規格K0102 の65.2.2 及び65.2.7 を除く。）に定める方法（ただし、次の１から３までに掲げる場合にあっては、それぞれ１から３までに定めるところによる。） １　規格K0102 の65.2.1 に定める方法による場合　原則として光路長50㎜の吸収セルを用いること。 ２　規格K0102 の65.2.3、65.2.4 又は65.2.5 に定める方法による場合（規格K0102の65.の備考11のb）による場合に限る。）　試料に、その濃度が基準値相当分（0.02㎎／L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120％であることを確認すること。 ３　規格K0102 の65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合　２に定めるところによるほか、規格K0170-7の7 のa）又はb）に定める操作を行うこと。	0.02mg/L 以下	0.01mg/L
砒素	規格K0102 の61.2、61.3 又は61.4 に定める方法	0.01mg/L 以下	0.005mg/L
総水銀	公共用水域告示付表２に掲げる方法	0.0005mg/L 以下	0.0005mg/L
アルキル水銀	公共用水域告示付表３に掲げる方法	検出されないこと	0.0005mg/L
ＰＣＢ	公共用水域告示付表４に掲げる方法	検出されないこと	0.0005mg/L
ジクロロメタン	規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法	0.02mg/L 以下	0.002mg/L
四塩化炭素	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0.002mg/L 以下	0.0002mg/L
クロロエチレン	平成9 年3 月環境庁告示第10 号付表に掲げる方法	0.002mg/L 以下	0.0002mg/L
1,2-ジクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1 又は5.3.2 に定める方法	0.004mg/L 以下	0.0004mg/L
1,1-ジクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法	0.1mg/L 以下	0.01mg/L
1,2-ジクロロエチレン	シス体にあっては規格K0125 の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法、トランス体にあっては規格K0125 の5.1、5.2 又は5.3.1 に定める方法	0.04mg/L 以下	0.004mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	1mg/L 以下	0.0005mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0.006mg/L 以下	0.0006mg/L
トリクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0.01mg/L 以下	0.001mg/L
テトラクロロエチレン	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は5.5 に定める方法	0.01mg/L 以下	0.0005mg/L
1,3-ジクロロプロペン	規格K0125の5.1、5.2 又は5.3.1 に定める方法	0.002mg/L 以下	0.0002mg/L
チウラム	公共用水域告示付表５に掲げる方法	0.006mg/L 以下	0.0006mg/L
シマジン	公共用水域告示付表６の第１又は第２に掲げる方法	0.003mg/L 以下	0.0003mg/L
チオベンカルブ	公共用水域告示付表６の第１又は第２に掲げる方法	0.02mg/L 以下	0.002mg/L
ベンゼン	規格K0125 の5.1、5.2 又は5.3.2 に定める方法	0.01mg/L 以下	0.001mg/L
セレン	規格K0102 の67.2、67.3 又は67.4 に定める方法	0.01mg/L 以下	0.002mg/L
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素にあっては規格K0102 の43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格K0102 の43.1 に定める方法	10mg/L 以下	0.10mg/L
ふっ素	規格K0102 の34.1（規格K0102 の34 の備考１を除く。）若しくは34.4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mL に硫酸10mL、りん酸60mL 及び塩化ナトリウム10g を溶かした溶液とグリセリン250mL を混合し、水を加えて1,000mL としたものを用い、規格K0170-6 の6 図２注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格K0102 の34.1.1c）（注(2)第三文及び規格K0102 の34 の備考１を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。）及び公共用水域告示付表７に掲げる方法	0.8mg/L 以下	0.08mg/L
ほう素	規格K0102 の47.1、47.3 又は47.4 に定める方法	1mg/L 以下	0.02mg/L

1,4-ジオキサン	公共用水域告示付表８に掲げる方法	0.05mg/L 以下	0.005mg/L
備考　１　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 ２　「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 ３　硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102 の43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259 を乗じたものと規格K0102 の43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045 を乗じたものの和とする。 ４　1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 の5.1、5.2 又は5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格K0125 の5.1、5.2 又は5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

(2)要監視項目

（令和2年環境省通知環水大水発第2005281号、環水大土発第2005282号）

項　　目	測　　定　　方　　法	指　針　値	報告下限値
ペルフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）	令和2年5月28日付け環境省通知環水大水発第2005281号、環水大土発第2005282号付表１に掲げる方法	0.00005mg/L 以下（暫定）	0.000004mg/L
備考　PFOS及びPFOAの濃度は、令和2年5月28日付け環境省通知環水大水発第2005281号、環水大土発第2005282号付表１に掲げる方法により測定されたPFOSの濃度とPFOAの濃度の和とする。			